

調布市国領高齢者在宅サービスセンター  
 (調布市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス)  
 重要事項説明書

1 調布市国領高齢者在宅サービスセンターの概要

(1) 施設概要

ア 名称 調布市国領高齢者在宅サービスセンター

イ 所在地 調布市国領町3丁目8番地1

ウ 受託者 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社

エ 事業所番号 東京都 1374200341号

(2) 職員体制

職 種	資 格	常勤	非常勤	合計
管理者		1		1
生活相談員	社会福祉士等	0	0	0
看護師	看護師等	0	0	0
機能訓練 指導員	看護師等	0	0	0
介護職員	介護福祉士及び介 護職員初任者研修 修了者等	5	9	14
合 計		6	9	15

※職員には兼務者を含みます。

(3) 設備の概要

定員 ア 1単位目 国基準通所型サービス 20人

イ 2単位目 市基準通所型サービス 15人

名 称	数 量	概 要
食堂兼機能訓練室	2	ア 118.75㎡ イ 75.00㎡
浴室	1	一般浴槽と特別浴槽があります。
静養室	1	介護ベッド4床
相談室	1	(共用)
送迎車	4台	

(4) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日まで

ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く

営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

サービス提供時間

ア 国基準通所型サービス 午前10時20分から午後3時30分まで

イ 市基準通所型サービス

1 単位目 午前9時40分から午前11時20分まで

2 単位目 午後2時20分から午後4時00分まで

## 2 サービス内容等

### (1) 送迎

最初に乗車した方が1時間を超えて乗車していることのないよう利用者の方の住所を地区割りして、効率的で安全な送迎を心掛けます。また、車いすのまま乗車できるリフト車も配車しています。

### (2) 食事

素材の味、家庭の味を大切にした四季折々のお食事をご用意いたします。栄養のバランスに優れた食事に加え、お粥ときざみ食の提供も可能です。ウェルカムドリンクサービス、3時のおやつ等も行っています。

### (3) 生活相談

利用者の方からの日常生活、在宅生活、健康維持等に関する相談はもとより、ご家族や介護者の方からの介護・看護相談にも有資格者が対応します。また、職員からの働きかけや、ご自宅を訪問しての相談も行います。

## 3 料金（使用料等）

### (1) 使用料

ア 国基準通所型サービス（自己負担額）

料金表は契約書別紙に記載してあります。

イ 市基準通所型サービス（自己負担額）

料金表は契約書別紙に記載してあります。

### (2) 実費負担

受託者（公益財団法人調布ゆうあい福祉公社）が提供するサービスに伴う料金をご負担願います。

ア 食費 1食あたり 600円 ※国基準通所型サービス

イ 選択飲料代 1回あたり 40円 ※市基準通所型サービス

ウ 諸費

行事参加費、おむつ代その他の諸費は、ご利用になる都度所定の料金をお支払い願います。

エ キャンセルに伴う実費負担料金

ご利用の当日の午前8時30分までに利用中止のご連絡をいただけない場合は、実費をご負担願います。

(3) 料金の支払

(1)の利用区分及び要支援等区分に従った使用料（自己負担額）及び加算額と、ご利用になった(2)の実費負担料金額との合計額をお支払いいただきます。

4 調布市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスの利用方法

(1) 利用手続

まずは、お電話でお問合せください。

定員に余裕があれば原則としてご利用いただけますので、「調布市国領高齢者在宅サービスセンター通所介護等利用申込書」を提出していただきます。

その後、調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例及び同条例施行規則に定める利用できない場合（具体的には(2)に記載してあります。）に該当しないかの確認、並びにこの「重要事項説明書」による説明を行い、ご納得いただいた場合は、調布市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス計画の作成とともに「調布市国領高齢者在宅サービスセンター利用契約書」及び「契約書別紙」により利用契約を締結し、利用していただきます。

(2) 利用していただけない場合

次に該当する場合は、利用していただくことができません。

ア 定員に達しているとき

イ 他人に迷惑を及ぼすおそれのある伝染性疾患又は精神疾患を有するとき

ウ 常時医療の管理下におかなければならない者であるとき

(3) サービス提供の終了

ア 利用者のご都合で終了されるとき

終了を希望される日の8日前（予告期間7日）までに文書でお申し出ください。

イ 資格要件により終了するとき

(ア) 要支援被保険者である利用者が要介護認定等の手続において非該当（自立）と認定され、事業対象者確認においても非該当となったときは、手続時の要支援認定の有効期間の満了の日をもってこの契約は終了します。

(イ) 要支援被保険者である利用者が要介護認定等の手続において要介護と認定されたときは、手続時の要支援認定の有効期間の満了の日をもってこの契約は終了します。

(ウ) 事業対象者である利用者が事業対象者確認において非該当となったときは、介護予防ケアマネジメントの終了日をもってこの契約は終了します。

(エ) 事業対象者である利用者が要介護認定等の手続きにおいて要介護と認定されたときは、認定日の前日をもってこの契約は終了します。

ウ 自動終了のとき

次の場合は、いずれかの通知がなくても自動的にサービスの提供が終了となります。

(ア) 他の介護保険施設に入所したとき

(イ) 市外に転出したとき

(ウ) 死亡したとき

エ 事業者からの終了

次の場合は、1月間の予告期間において、文書で通知することにより契約を解除することができます。

(ア) 利用者が正当な理由なしに料金を1月分以上滞納（利用契約書の規定により定められた納付期限までに納付せず、かつ、督促したにもかかわらず、当該納付期限後1月以内に納付しないことをいいます。）した場合

(イ) 利用者が病院又は診療所に入院し、その入院期間が3月以内である見込みがないとき、又は3月を経過してもなお退院できない場合（退院後、再度利用を希望する場合は、お申し出ください。）

(ウ) 利用者が病気その他の正当な理由なしにご利用日の当日の午前8時30分までにご連絡がなく通所型サービスの利用中止を繰り返された場合

(エ) 虚偽又は不正の手段により通所した場合

(オ) 事業者が利用を継続させがたいと認めることについて、利用者において責任がある場合

エ その他

次の場合は、サービス中止や契約を解除させて頂くことがあります。

(ア) 利用者または、家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及び職員の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合

(イ) 以下のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合

- ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等）

- ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）

- ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為）

5 当施設でのサービスの特徴等

(1) 事業運営の基本方針

利用者の基本的人権を尊重し、その要介護等の状態、心身の特徴等を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の介助及び必要な援助を行います。

利用者及びその家族に開かれた施設になるよう心がけます。

(2) サービス提供体制等の特徴

ア 体力の低下した利用者も安全かつ快適に過ごせるよう介護サービスを展開します。

- イ 利用者が個々の興味関心に応じた活動に参加できるようアクティブプログラムを工夫します。
  - ウ 自宅からセンターを結ぶ送迎を効率的に行う一方、必要に応じて個別送迎を組み合わせて送迎サービスの内容を充実させます。
  - エ 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者や他の介護サービスの提供者、地域の医療機関、介護保険以外の福祉サービス提供団体等との連携を密にして実施します。
  - オ サービスの質を向上させるために職員研修を実施します。
  - カ サービスの高いレベルでの平均化を図るためにサービスマニュアルを作成します。
- (3) 利用に当たっての留意事項
- ア 送迎時間のご連絡  
事前に連絡票によりご連絡します。
  - イ 健康チェック  
看護師、介護職が実施します。体調の変化を感じられたときは、お早めにお知らせください。
  - ウ 体調不良によるサービス提供の変更又は中止  
看護師が判断します。
  - エ 食事のキャンセル等  
当日の午前8時30分までにご連絡ください。飲食物の持ち込みは、食中毒防止の観点からご遠慮願います。
  - オ 利用時間の変更  
ご相談ください。
  - カ 設備、器具類の使用  
職員にお知らせのうえ、ご使用ください。
- 6 通常の事業の実施地域及び対象者  
調布市内の要支援認定者及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の要件に該当する者。
- 7 緊急時の対応  
体調の不良等緊急の場合は、直ちに医師による診療等の必要な処置を講じます。同時にお申し出をいただくご家族等の緊急連絡先に速やかにご連絡します。
- 8 非常時対策
- (1) 火災時等の対策  
消防計画に基づき自衛消防隊を組織しております。また、近隣の施設とも防災協定を締結し、定期的に訓練も行っております。
  - (2) 防災設備  
非常放送設備、熱・煙感知器、防災ドア、消火器等を備えております。
  - (3) 防災訓練

職員及び利用者が参加する訓練を各曜日年1回以上実施しております。昼間、実際に則した訓練となるよう工夫しております。

(4) 防火管理者

非常時の管理者として1名配置し、非常時の対策を計画的に、実施していきます。

9 相談、要望、苦情等の窓口

提供した通所介護に係る利用者、家族及び代理人からの相談・苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(1) 実施体制

ア 苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするために置くものとし、事務局長をもって当てます。

イ 苦情受付担当者

利用者及びその家族から相談、要望、苦情等の申出をしやすい環境を整えるために置くものとします。

ウ 第三者委員

苦情等の解決に向け、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために置くものとします。

エ 苦情等を利用者及びその家族から受けた職員

苦情受付担当者に報告するとともに、苦情等の解決に向けた施設の取組みに積極的に参加するものとします。

(2) 実施手順

ア 利用者及びその家族からの苦情等の受付

イ 受付けた苦情等の内容確認

ウ 第三者委員による苦情等の聴取

エ 苦情等解決に向けた話し合い

オ 苦情等対応の記録、苦情等解決結果の報告

カ 苦情等解決結果の公表

(3) 当施設での窓口

受付日時は、月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

責任者職 氏名	調布市国領高齢者在宅サービスセンター 係長 大澤 英児
電話番号等	TEL 042(481)7711 FAX 042(483)4378

(4) 市役所での窓口

受付日時は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までです。

相談窓口	福祉健康部高齢者支援室 高齢福祉担当
電話番号	042(481)7149

相談窓口	福祉健康部高齢者支援室 介護保険担当
電話番号	042(481)7321

(5) その他の窓口

受付日時は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前9時から午後5時までです。

相談窓口	東京都国民健康保険団体連合会
電話番号	03(6238)0177

10 高齢者虐待防止

利用者等の権利擁護・虐待防止のために必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (2) 通所型サービス計画等の作成等、適切な支援の実施に努めます。
- (3) 利用者及びその家族からの相談、要望、苦情等の処理体制を整え、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

11 実習生の受入れ

これからの福祉・医療を担う優秀な人材を育成するために、社会福祉士・介護福祉士・看護師等の育成・教育機関からの実習生を受入れることがあります。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、調布市、利用者の方、ご家族、居宅介護支援事業者へご連絡し、必要な措置を講じます。賠償すべき事故である場合は速やかに損害賠償を行います。

13 第三者評価の実施状況

未実施



## 【送迎なし】

令和6年10月1日施行

サービスコード	(週1回・送迎なし・3時間未満)	負担割合	単位数	負担額	計
A7 1041	通所型サービス1	1割	1,215	1,303	1,422
A7 1195	通所型サービス処遇改善加算 I 1	1割	111	119	
A7 1045	通所型サービス1・日割	1割	39		
A7 1042	通所型サービス1	2割	1,215	2,605	2,843
A7 1196	通所型サービス処遇改善加算 I 1	2割	111	238	
A7 1046	通所型サービス1・日割	2割	39		
A7 1521	通所型サービス1	3割	1,215	3,908	4,265
A7 1598	通所型サービス処遇改善加算 I 1	3割	111	357	
A7 1523	通所型サービス1・日割	3割	39		

サービスコード	(週2回・送迎なし・3時間未満)	負担割合	単位数	負担額	計
A7 1057	通所型サービス2	1割	2,451	2,628	2,870
A7 1199	通所型サービス処遇改善加算 I 2	1割	225	242	
A7 1061	通所型サービス2・日割	1割	80		
A7 1058	通所型サービス2	2割	2,451	5,255	5,738
A7 1200	通所型サービス処遇改善加算 I 2	2割	225	483	
A7 1062	通所型サービス2・日割	2割	80		
A7 1529	通所型サービス2	3割	2,451	7,883	8,607
A7 1600	通所型サービス処遇改善加算 I 2	3割	225	724	
A7 1531	通所型サービス2・日割	3割	80		

## 【バスストップ】

サービスコード	(週1回・バスストップ・3時間未満)	負担割合	単位数	負担額	計
A7 1081	通所型サービス1	1割	1,375	1,474	1,609
A7 1317	通所型サービス処遇改善加算 I 1	1割	126	135	
A7 1085	通所型サービス1・日割	1割	45		
A7 1082	通所型サービス1	2割	1,375	2,948	3,218
A7 1318	通所型サービス処遇改善加算 I 1	2割	126	270	
A7 1086	通所型サービス1・日割	2割	45		
A7 1541	通所型サービス1	3割	1,375	4,422	4,827
A7 1659	通所型サービス処遇改善加算 I 1	3割	126	405	
A7 1543	通所型サービス1・日割	3割	45		

サービスコード	(週2回・バスストップ・3時間未満)	負担割合	単位数	負担額	計
A7 1089	通所型サービス2	1割	2,773	2,973	3,247
A7 1319	通所型サービス処遇改善加算 I 2	1割	255	274	
A7 1093	通所型サービス2・日割	1割	91		
A7 1090	通所型サービス2	2割	2,773	5,946	6,493
A7 1320	通所型サービス処遇改善加算 I 2	2割	255	547	
A7 1094	通所型サービス2・日割	2割	91		
A7 1545	通所型サービス2	3割	2,773	8,918	9,738
A7 1660	通所型サービス処遇改善加算 I 2	3割	255	820	
A7 1547	通所型サービス2・日割	3割	91		

A7 1109	通所型サービス送迎未実施減算(バス・1割)	1割	-22	-24	-142
A7 1110	通所型サービス送迎未実施減算(バス・2割)	2割	-22	-47	
A7 1555	通所型サービス送迎未実施減算(バス・3割)	3割	-22	-71	

※ 選択飲料代 40円/日